

■パブリックコメント手続きの概要

パブリックコメントとは、公の機関が条例・計画などを制定しようとするときに、案を公表し、広く公（＝パブリック）に意見・情報・改善案など（＝コメント）を求める手続きをいいます。

町民の生活にとって重要である政策等を策定する際に、その内容を案の段階で公表し、町民の意見を求め、その結果等を公表する一連の手続きを行うことにより、政策等を定めるにあたって、その内容をより良いものとするためのものです。

■対象となるもの

- ア 町の基本的な政策を定める計画、個別の行政分野における施策の基本方針その他基本的な事項を定める方針又は計画の策定又は変更
 - イ 町の基本的な制度を定める条例
 - ウ 町民に義務を課し、又はその権利を制限する条例（金銭収受に関する条項を除く）
 - エ 町民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例
 - オ 町の基本的な方向性を定める憲章、宣言等の制定又は改廃
 - カ その他実施機関が特に必要と認めるもの
- ※緊急性があるもの、軽微なもの等は除きます。

■政策などの案の公表

ホームページに掲載するほか、各振興センター、所管課等で閲覧する方法で公表します。

■意見の提出方法

ホームページの専用フォームから意見を送信できます。また、備え付けの様式により郵送、ファクシミリ等により担当課へお送りください。

意見の提出期間は約1か月です。

■意見等の考慮及び公表

提出された意見及び情報を考慮して、計画等について意思決定を行うものとし、意見等及びこれらに対する町の考え方、計画等の修正の内容を公表します。この場合住所、氏名などの個人情報には公表しません。なお、いただいたご意見に対して、個別の回答はいたしません。